



個人情報を含む文書の紛失について

個人情報を含む文書の紛失について、以下の通りお知らせします。
なお、紛失した書類と対象者は判明しており、お詫びと経過の説明をしております。

1. 概要

令和6年8月20日、母子保健事業において、対象者の関係書類を処理しようとしたところ、対象者1名分の書類が見つからず、執務室内のあらゆる場所を搜索しましたが不明となっております。当該書類には、下記の個人情報が記載されておりました。

氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、健康状態、家族の状況

なお、現時点では、外部漏洩及び不正使用の事実は確認されていません。

2. 発生原因

母子保健事業の関係書類は執務室内でのみ使用し、庁外に持ち出された形跡はなく、厳重に保管しておりますが、書類を供覧途中、管理簿の記載方法の徹底が不十分であり、誤って廃棄した可能性も含め、紛失したものと考えております。

3. 関係者への説明

対象者には、直接お詫びをするとともに、経過を説明しました。

4. 再発防止策

使用した書類に関する管理簿の記載を徹底するとともに、供覧処理の電子化を進めることにより、管理を徹底してまいります。また、全職員に公文書の管理について、整理整頓を徹底するよう改めて指導してまいります。

5. 市長コメント

令和6年7月にも同様の紛失があり、防止策を講じたにもかかわらず、再発したことは誠に遺憾であり、皆様に多大な御心配と御迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。職員には原因の究明と具体的な対策をとるよう指示したところであります。

今後、このようなことが二度と起きないよう、個人情報の管理を徹底し、市民の信頼回復に向け、職員一丸となって取り組んでまいります。

問合せ先
健康福祉部 健康支援課
電話：047-453-2961